三十　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	六十万九千円
三十一　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験	四十二万二千円
三十二　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	二十八万千円
三十三　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十九号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十九号から第三十二号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十五　保安基準第十三条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	百七万七千円
三十六　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験を除く。）	七十九万六千円
三十七　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十八　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）に係る試験	六十万九千円
三十九　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）に係る試験	六十万九千円
四十　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十一　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十二　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	四十二万二千円
四十三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第四十六号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円

四十四　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
四十五　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
四十六　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	百七万七千円
四十七　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	百七万七千円
四十八　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）及び大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十九　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十一号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
五十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四百九十六万千円
五十二　保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験	四十二万二千円
五十三　保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験	四十二万二千円
五十四　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十五　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十六　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十七　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十八　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	六十万九千円